

IVDR Conformity Assessment Routes

Notified Body Assessments

IVDRの適合性評価ルート





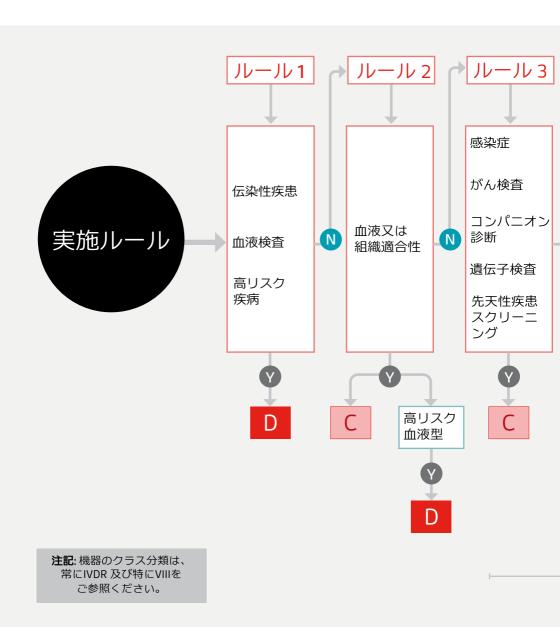
目次

IVDRのAnnex VIIIに基づくクラス分類ルールの図	4
有用な定義	6
クラス A 機器 (クラス A 滅菌を除く)	7
クラス A 滅菌機器	8
クラス B 機器 (自己検査及びニアペイシェント検査(NPT)機器を除く)	10
クラス B 自己検査及びNPT機器	12
クラス C 機器 (自己検査、NPT 及びコンパニオン診断(CDx)を除く)	14
クラス C 自己検査及びNPT機器	16
クラス C コンパニオン診断 (CDx) 機器	18
クラス D (CDxを除く), 共通仕様書あり	20
クラス D (CDxを除く), 共通仕様書なし	22
クラス D CDx 機器	24

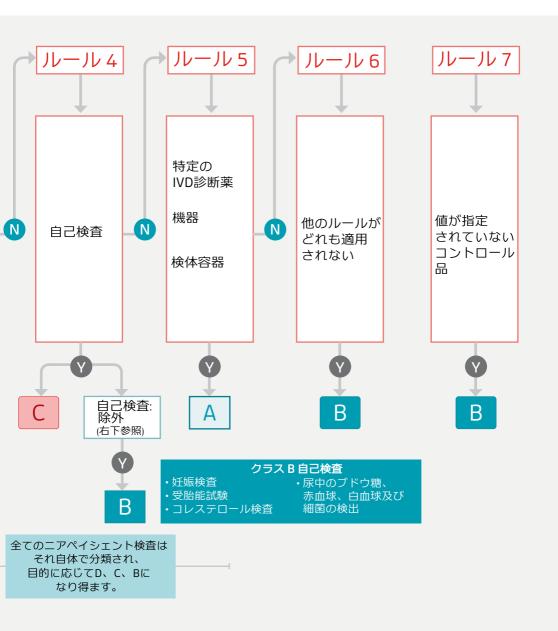
免責事項:

- ・ 本書に提示される情報は、本書の公開時点でのIVDR要求事項の理解に基づいており、 変更されることがあります。
- ・ 表には、Annex XI(製造品質保証)の適合手順に基づく評価は含まれていません。また、BSIはAnnex X(型式試験)の指定を受けていません。
- ・ 規制当局は、クラスD以外の機器について、EU 指定ラボによる検証試験を要求する 場合があります。
- 本文書は英語版を原本としています。英語版とこの和訳版の内容に対立がある場合は、英語版を優先するものとします。

IVDRのAnnex VIIIに基づく



クラス分類ルールの図



有用な定義

CE 2797

本書全体で、BSIのノーティファイド ボディは、指定のノーティファイドボディ 番号を使用して参照されます: BSI Netherlands Notified Body (2797)。

共诵什様書

欧州委員会は、安全性及び性能に関する一般要求事項(GSPR)、性能調査及び性能評価に対する要求事項、及び/または市販後調査など、機器、プロセス、またはシステムに適用される法的義務を遵守する手段として、IVDRに共通仕様書を提供しています。

CA および EMA

コンパニオン診断の場合、関連する医薬品について規制当局(CA)または欧州医薬品庁(EMA)に相談します。

EU指定ラボ(レファレンスラボ)

これらはIVDRに基づいて導入されており クラスDのIVD機器の評価をサポートする ために欧州委員会によって指定された 試験所です。EU指定ラボは クラスD IVD 機器の性能の検証及び製造された機器の 継続的な検証を担当しています。

規制当局は、クラスD以外の機器について EU指定ラボによる検証試験を要求する 場合があります。

ノーティファイドボディ

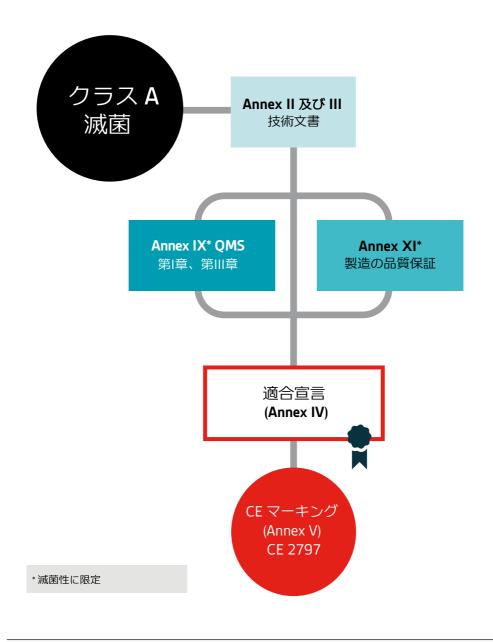
ノーティファイドボディとしてのBSIの役割は、IVDRに基づく適合性評価を実施することです。これは通常、製造業者の品質マネジメントシステム審査を必要とし、機器の特定のクラス分類に応じて、機器の安全性及び性能の標榜を支持する関連技術文書の審査を必要とします。技術文書は、IVDR内の安全性及び性能に関する一般要求事項(GSPR)に照らして評価されます。

クラスA機器

注記: ノーティファイドボディの関与なし



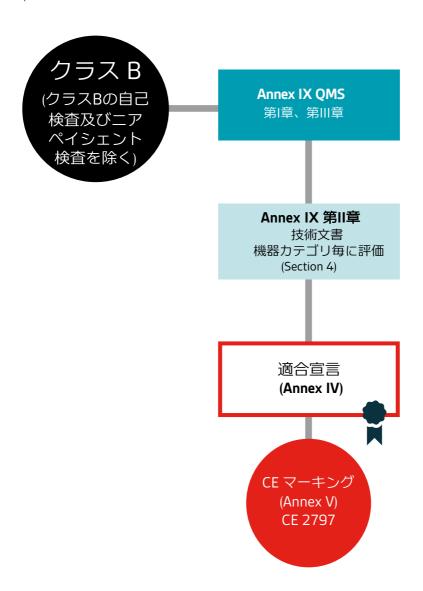
クラス A 滅菌機器



クラス A	初回	サーベイランス									
滅菌機器	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5					
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes					
滅菌審査	Yes	N/A	Yes	N/A	Yes	N/A					
技術文書審査	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	Article 56)	ノーティファイドボディによる審査不要									
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		ノーティファイドボディによる審査不要									
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		必要なときに更新及び要求に応じノーティファイド ボディが利用可能な状態にする。									
定期的安全性最新報告(PSUR) (Article 81)		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A					
非通知審査		少なくとも5年に一度実施。									

クラス B 機器

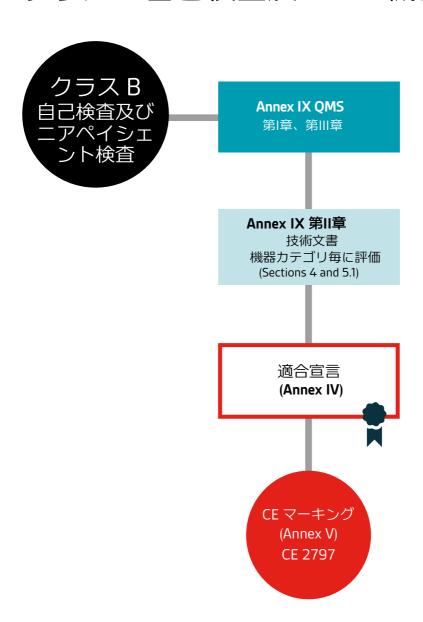
(自己検査及びニアペイシェント検査(NPT)機器を除く)



クラスB機器(自己検査及びNPT機器を除く)

クラス B 機器	初回						
(自己検査及び NPT 機器を除く)	適合性評価	Y1	Y2	Y 3	Y4	Y5	
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes	
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A	Yes (滅菌品の場	易合) N/A	Yes (滅菌品の場合	N/A	
技術文書審査	機器の カテゴリ毎 のサンプル	技術文書サンプリング計画に従う。 認証書の適用範囲下でまだ審査されていない機器 残っている間、毎年技術文書のサーベイランス審 必要。					
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	Article 56)	製造業者の性能評価計画に従って更新。 技術文書サンプリング計画に従って ノーティファイドボディが審査する。					
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 技術文書サンプリング計画に従ってノーティファイド ボディが審査する。PMPF計画の実施は、毎年の サーベイランス審査中に検証される。					
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)	必要に応じて更新され、要求に応じて規制当局 及び/又はノーティファイドボディに提供される。						
定期的安全性最新報告(PSUR) (Art	icle 81)	N/A	N/A		N/A	N/A	
非通知審査		少なく。	とも5年に-	-度実施。			

クラスB自己検査及びNPT機器

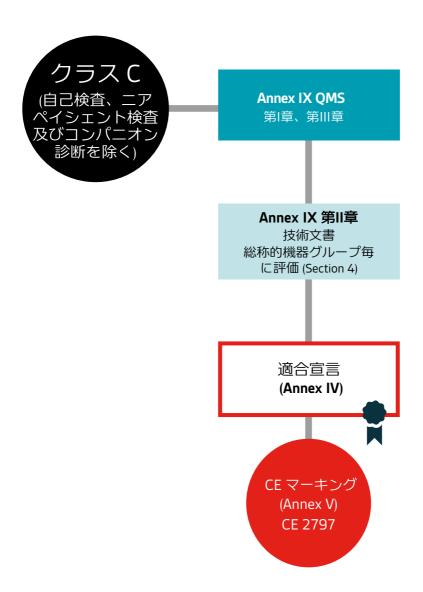


クラス B 機器 自己検査及び NPT機器

クラス B 機器	初回	サーベイランス					
自己検査及び NPT 機器	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes	
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A	Yes 滅菌品の場合	N/A 膏) N/A	Yes 域菌品の場	合) N/A	
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証	
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	l Article 56)	製造業者の性能評価計画に従って更新。 大幅な変更審査時にノーティファイドボディが 審査する。					
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 大幅な変更審査時にノーティフアイドボディが 審査する。					
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		必要に応じて更新され、要求に応じて規制当局に提供 される。大幅な変更審査時にノーティファイドボディ が審査する。					
定期的安全性最新報告(PSUR) (Article 81)		N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
非通知審査		少なくとも5年に一度実施。					

クラス C 機器

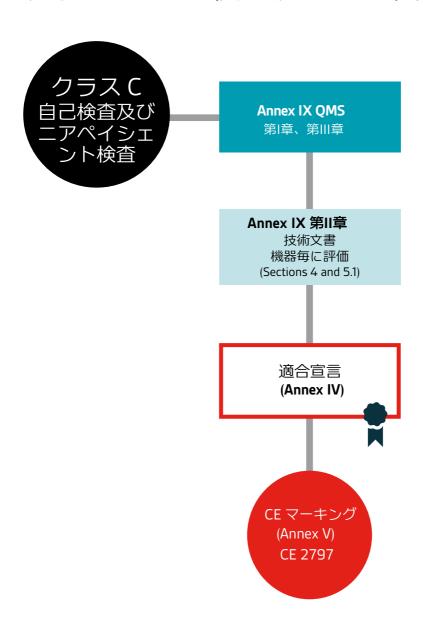
(自己検査、NPT 及びコンパニオン診断(CDx)を除く)



クラス C 機器 (自己検査、NPT及びコンパニオン診断(CDx)を除く)

クラスC機器	初回	サーベイランス							
(自己検査、NPT及び CDx 機器を除く)	適合性評価	Y1 Y2		Y3	Y4	Y5			
QMS審査	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes			
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A (Yes 滅菌品の場合	≘) N/A ()	Yes 威菌品の場合	N/A			
技術文書審査	総称的機器 グループ毎の サンプル	認証書の	適用範囲	ッグ計画に従う Fでまだ審査さ F技術文書のサ	れていない				
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A			
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A			
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A			
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes	必要	更に応じて、	可及的速やか	に更新。				
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	l Article 56)	少なくとも年に一度更新。技術文書サンプリング 計画に従ってノーティファイドボディが審査する。							
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。技術文書 サンプリング計画に従ってノーティファイドボディ が審査する。ノーティファイドボディのQMS審査は 苦情、ビジランス情報などをサンプリングすること により、計画の実施を検証する。							
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)			市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。						
定期的安全性最新報告(PSUR) (Article 81)			PSURの更新は少なくとも年一回必要。 PSURは、要求に応じてノーティファイドボディが 利用可能である必要がある。						
非通知審查		少なくとも5年に一度実施。							

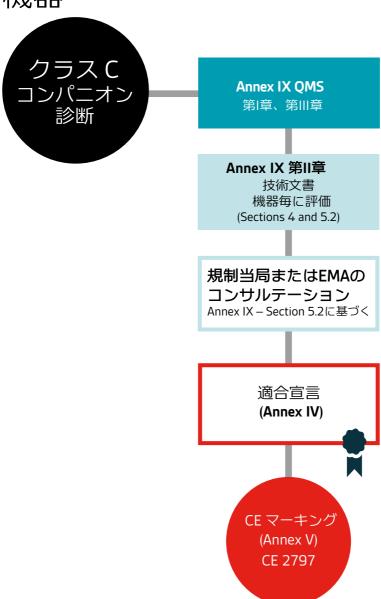
クラスC自己検査及びNPT機器



クラス C機器 自己検査及びNPT機器

クラス C 自己検査	初回	サーベイランス					
及び NPT機器	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	
QMS審査	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes	
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A	Yes (滅菌品の場	N/A 合) (派	Yes 域菌品の場	∩ N/A 合)	
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証	
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes		必要に応	なじて、可及的	速やかに	更新。	
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	l Article 56)			−度更新。PSUI −ティファイド			
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。					
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。					
定期的安全性最新報告(PSUR) (Art	icle 81)	PSUR(ま、要求に	なくとも年ー[:応じてノーテ ₋ 必要がある。		ドボディが	
非通知審查		少なくとも5年に一度実施。					

クラス C コンパニオン診断 (CDx) 機器

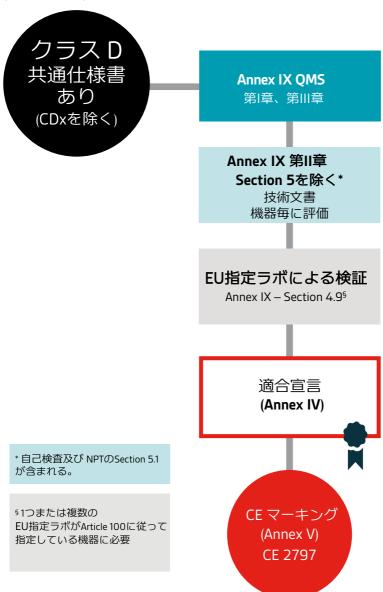


クラス C コンパニオン診断 (CDx) 機器

_ クラス C	初回		サーベイランス					
- コンバニオン 診断 (CDx) 機器	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5		
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes		
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A (沥	Yes 域菌品の場	合) N/A ()	Yes 威菌品の場	合) N/A		
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証		
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	Yes	医療機器への変更には、補足的なコンサルテーションな 必要な場合がある。提案された変更の性質を考慮し、 ケースパイケースで決定される。						
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A		
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A		
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes	į	必要に応	じて、可及的速	きやかに更	新。		
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	l Article 56)	少なくとも年に一度更新。 PSUR評価時または大幅な変更 審査時にノーティファイドボディが審査する。						
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。						
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。						
定期的安全性最新報告(PSUR) (Art	PSURの更新は少なくとも年一回必要。 PSURは、要求に応じてノーティファイドボディが利用 可能である必要がある。				ボディが利用			
非通知審査		少なくとも5年に一度実施。						

クラス D 共通仕様書あり

(CDxを除く)



クラス D 共通仕様書あり (CDxを除く)

クラス D	初回	サーベイランス						
共通仕様書あり (CDxを除く)	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5		
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes		
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A	Yes (滅菌品の場	¦合) N/A	Yes (滅菌品の場合) N/A		
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証		
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A		
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A		
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	Yes	医療機器への変更には、補足的なコンサルテーションが 必要な場合がある。提案された変更の性質を考慮し、 ケースバイケースで決定される。						
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes		必要に応	ぶして、可及的:	速やかに更新	 б.		
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and				·度更新。PSUF ファイドボデ				
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)			製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。					
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)			市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。					
定期的安全性最新報告(PSUR) (Art	icle 81)	PSURの更新は少なくとも年一回必要。 ノーティファイドボディによる審査のため EUDAMED経由でノーティファイドボディに提出。						
非通知審查		少なくとも5年に一度実施。						

クラス D 共通仕様書なし

(CDxを除く)

クラス D 共通仕様書 なし (CDxを除く)

Annex IX QMS 第I章、第III章

Annex IX 第II章 Section 5を除く*

技術文書 機器毎に評価

EU指定ラボによる検証

Annex IX - Section 4.95

* 自己検査及び NPTのSection 5.1 が含まれる。

§1つまたは複数の EU指定ラボがArticle 100に従って 指定している機器に必要

†共通仕様書が利用できない場合、ノーティファイドボディは製造業者の性能評価報告書を受領後5日以内に専門家パネルに提供しなければならない。機器がそのタイプの最初のものである場合に必要。

専門家の コンサルテーション[†] (Article 48(6))

適合宣言 (Annex IV) CE マーキング (Annex V) CE 2797

クラス D 共通仕様書なし (CDxを除く)

クラスD	初回	サーベイランス					
共通仕様書なし (CDxを除く)	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5	
QMS審査	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes	
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A	Yes 滅菌品の場	哈) N/A (派	Yes 滅菌品の場合	h) N/A	
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証	
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	Yes 機器がその タイプの最初 である場合	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	Yes	必要な場	易合がある	更には、補足的 る。提案された くで決定される	変更の性質	ルテーションが 質を考慮し <i>、</i>	
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes		必要に応	ふじて、可及的	速やかに	更新。	
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and				-度更新。PSUF ファイドボデ		たは大幅な変更 する。	
市販後性能フォローアップ (PMPF) 評価報告書 更新 (Article 56 and Annex XIII, Part B)		製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。					
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。					
定期的安全性最新報告(PSUR) (Article 81)		ノーティ	ィファイト	なくとも年一[ヾボディによる ノーティファィ	審査のた	-	
非通知審查		少なくとも5年に一度実施。					

クラス **D** CDx 機器



クラス D CDx 機器

7 - 7 p.cp. t## -	初回	サーベイランス				
クラス D CDx 機器	適合性評価	Y1	Y2	Y3	Y4	Y5
QMS審查	Yes	Yes	Yes	再認証*	Yes	Yes
滅菌審査	Yes (滅菌品の場合)	N/A (浙	Yes 域菌品の場	N/A 合) (滅	Yes 菌品の場合	N/A ≘)
技術文書審査	機器毎に 審査	N/A	N/A	N/A	N/A	再認証
規制当局またはEMAのコンサル テーション (Annex IX, Section 5.2)	Yes	必要な場	合がある	には、補足的 6。提案された 、で決定される	変更の性	ルテーションが 質を考慮し、
専門家のコンサルテーション (article 48(6))	Yes 共通仕様書が なく、機器が そのタイプの 最初である場合	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
EU指定ラボによる検証 (Annex IX, section 4.9)	Yes	医療機器への変更には、補足的なコンサルテーションが 必要な場合がある。提案された変更の性質を考慮し、 ケースバイケースで決定される。				
安全性及び臨床性能のサマリ (Article 29)	Yes		必要に応	じて、可及的	速やかに	更新。
性能評価報告書更新 (Annex XIII - Part A, Section 1.3.2 and	l Article 56)	少なくとも年に一度更新。 必要に応じて、ノーティファイドボディが専門家パネ ルに提出する。PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。				
市販後性能フォローアップ (PMP 更新 (Article 56 and Annex XIII, Par	,	製造業者のPMS、PMPF計画に従って更新。 PSUR評価時または大幅な変更審査時に ノーティファイドボディが審査する。				
市販後調査 (PMS) 報告 (Article 80)		市販後調査は定期的安全性最新報告に記録される。				
定期的安全性最新報告(PSUR) (Art	icle 81)	PSURの更新は少なくとも年一回必要。 ノーティファイドボディによる審査のため EUDAMED経由でノーティファイドボディに提出。				
非通知審查		少なくとも5年に一度実施。				

BSIのウェブサイトで、ガイダンス文書、 研修コース、無料オンラインセミナー、 ホワイトペーパーなどの役立つリソース を豊富に提供しています。 ぜひご活用ください。



bsi.

...making excellence a habit."



エクセレンスをご提供するためのリソース

BSIにご相談ください

- 世界中に4.600人の従業員がいます。
- 世界31ヵ国に事業所があります。
- *193ヵ国で活動する84,000の顧客組織があります。
- FTSE 100の75%、Fortune 500の49%、 日経平均の225社の77%がBSIの顧客です。
- ・医療機器部門に700人以上の従業員がいます。

その他のサービス

医療機器ニュースレター配信サービス

規制及び品質要求事項の変更など、業界の最新 情報をお届けします。配信サービスのご利用を 希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

無料オンラインセミナーサービス

主要なトピックに関し、専門家から定期的な アップデートをいたします生配信または録画版で ご視聴いただけます。

ホワイトペーパー

当社の技術専門家が、外部の専門家と協力し、 複雑な規制問題に関する最新の見解及び理解を お届けします。ウェブサイトからダウンロード してください。

医療機器ガイダンス文書

オンラインで確認いただけるガイダンス文書は、 医療機器の規制要求事項を理解するのにお役立て いただけます。

規格

BSI英国規格は、59,000を超える規格及び関連 製品の開発と公開を通じて、最先端のベスト プラクティスソリューションを提供します。

世界中の医療機器市場での規制対応については、

JapanMD.Sales@bsigroup.com または Web:bsigroup.com/medical-ja からお問い合わせください。

BSI Group EMEA

Kitemark Court

Davy Avenue, Knowlhill

Milton Keynes MK5 8PP

United Kingdom

T: +44 345 080 9000

T: +44 1908 814920

E: eu.medicaldevices@bsigroup.com

BSI Group America Inc.

12950 Worldgate Drive

Suite 800

Herndon, VA 20170

USA

T: +1 800 862 497 7/703 437 9000

F: +1 703 437 9001

E: us.medicaldevices@bsigroup.com

BSI Notified Body (2797)

Say Building

John M. Keynesplein 9

1066 EP Amsterdam

The Netherlands

T: +31 20 346 0780

F: +31 20 346 0781

E: eu.medicaldevices@bsigroup.com

BSI Group Asia Pac

BSI Group - Hong Kong

23rd Floor, Cambridge House

TaiKoo Place, 979 King's Road

Island East Hong Kong

T: +852 3149 3320

F: +852 2743 8727

E: hk@bsiaroup.com

